

# 市民委員会資料①

## 1 所管理事者の紹介及び事業概要の説明

資料1 こども本部管理職一覧（平成27年4月1日現在）

資料2 こども本部の組織（平成27年4月1日現在）

資料3 平成27年度 こども本部所管事業概要

市民・こども局こども本部

（平成27年6月5日）

## 平成27年度 こども本部管理職一覧

(平成27年4月1日現在)

NO	役 職	氏 名	電話 番号	内線
1	市民・こども局 こども本部長	小池 義教	200- 2659	43000
2	市民・こども局 こども本部子育て施策部長	村石 彰	200- 3732	43100
3	市民・こども局 こども本部子育て施策部こども企画課長	野神 昭雄	200- 3733	43101
4	市民・こども局 こども本部子育て施策部こども企画課担当課長〔監査〕	相澤 太	200- 3786	43102
5	市民・こども局 こども本部子育て施策部青少年育成課長	眞鍋 伸一	200- 2667	43301
6	市民・こども局 こども本部子育て施策部青少年育成課担当課長〔施設指導・調整〕	萱原 諭	200- 2670	43302
7	市民・こども局 こども本部こども支援部長	堀田 彰恵	200- 3176	43400
8	市民・こども局 こども本部こども支援部こども福祉課長	鈴木 宣子	200- 2658	43401
9	市民・こども局 こども本部こども支援部こども家庭課長	佐藤 佳哉	200- 2671	43201
10	市民・こども局 こども本部児童家庭支援・虐待対策室長	山口 佳宏	200- 0076	43800
11	市民・こども局 こども本部児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔企画調整〕	北谷 尚也	200- 0084	43801
12	市民・こども局 こども本部こども家庭センター所長	野木 岳	542- 1271	
13	市民・こども局 こども本部こども家庭センター副所長	村石 恵子	542- 1425	
14	市民・こども局 こども本部こども家庭センター担当課長(専門)	志村 礼子	542- 1216	
15	市民・こども局 こども本部こども家庭センター中部児童相談所長	飯島 亜矢子	877- 8049	
16	市民・こども局 こども本部こども家庭センター中部児童相談所副所長	加藤 正伸	877- 8049	
17	市民・こども局 こども本部こども家庭センター北部児童相談所長	野村 謙二	931- 4502	
18	市民・こども局 こども本部子育て推進部長	邊見 洋之	200- 3521	43500
19	市民・こども局 こども本部子育て推進部担当部長〔保育所整備等〕	原田 明	200- 3536	43600
20	市民・こども局 こども本部子育て推進部保育課長	田中 眞一	200- 2686	43501
21	市民・こども局 こども本部子育て推進部保育課担当課長〔指導調整〕	須藤 聖一	200- 3948	43503
22	市民・こども局 こども本部子育て推進部保育所整備課長	蔵品 智夫	200- 3728	43601
23	市民・こども局 こども本部子育て推進部保育所整備課担当課長〔民営化推進〕	佐藤 直樹	200- 2665	43604
24	市民・こども局 こども本部子育て推進部担当課長(事業調整・待機児童対策担当)	織裳 浩一	200- 3630	43901
25	市民・こども局 こども本部子育て推進部担当課長(運営支援・人材育成担当)	奈良 眞澄	200- 2685	43502
26	市民・こども局 こども本部子育て推進部担当課長(幼児教育担当)	大野 明子	200- 3794	43103

【こども本部の組織(平成27年4月1日現在)】

<p>こども本部長 小池 義教 43000</p>	<p>子育て施策部長 村石 彰 43100</p>	<p>こども企画課長 野神 昭雄 43101          担当課長〔監査〕 相澤 太 43102          担当課長兼務〔福祉システム〕 大貫 久</p> <div data-bbox="882 297 1445 611" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) こども施策に係る企画、調整及び推進に関すること</li> <li>(2) 本部事業の調査に関すること</li> <li>(3) 地域子育て支援に関すること</li> <li>(4) 私立学校等の助成に関すること</li> <li>(5) 子ども・子育て支援事業計画に関すること</li> <li>(6) 子ども・子育て会議に関すること</li> <li>(7) 児童福祉審議会に関すること</li> <li>(8) 児童福祉法等に係る指導監査(他の所管に属するものを除く。)に関すること</li> <li>(9) 社会福祉法人(他の所管に属するものを除く。)の認可に関すること</li> <li>(10) 本部内他の課の主管に属しないこと</li> </ol> </div> <p>青少年育成課長 眞鍋 伸一 43301          担当課長〔施設指導・調整〕 萱原 諭 43302</p> <div data-bbox="882 723 1445 987" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 青少年対策の推進に関すること</li> <li>(2) 青少年の健全育成に関すること</li> <li>(3) 青少年団体の育成に関すること</li> <li>(4) 青少年問題協議会に関すること</li> <li>(5) こども文化センターの総括に関すること</li> <li>(6) ふれあい館の総括に関すること</li> <li>(7) 青少年の家に関すること</li> <li>(8) 少年自然の家に関すること</li> <li>(9) 黒川青少年野外活動センターに関すること</li> <li>(10) 子ども夢パークに関すること</li> </ol> </div>
	<p>こども支援部長 堀田 彰恵 43400</p>	<p>こども福祉課長 鈴木 宣子 43401</p> <div data-bbox="882 1088 1445 1323" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童福祉法の施行(他の所管に属するものを除く。)に関すること</li> <li>(2) 母子生活支援施設に関すること</li> <li>(3) 母性及び乳幼児の保健に関すること</li> <li>(4) 母性、乳幼児等の公費負担医療の給付等に関すること</li> <li>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行(育成医療に係るものに限る。)に関すること</li> <li>(6) 児童福祉施設(他の所管に属するものを除く。)の整備に関すること</li> </ol> </div> <p>こども家庭課長 佐藤 佳哉 43201          担当課長兼務〔臨時特例給付金〕 田辺 智宏</p> <div data-bbox="882 1447 1445 1682" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童手当及び子ども手当に関すること</li> <li>(2) 児童扶養手当に関すること</li> <li>(3) 災害遺児等福祉手当に関すること</li> <li>(4) ひとり親家庭等医療費助成に関すること</li> <li>(5) 小児医療費助成に関すること</li> <li>(6) 小児ぜん息患者医療費助成に関すること</li> <li>(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関すること</li> <li>(8) 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会に関すること</li> <li>(9) 子育て世帯臨時特例給付金に関すること</li> </ol> </div>
	<p>児童家庭支援・虐待対策室長 山口 佳宏 43800</p>	<p>担当課長〔企画調整〕 北谷 尚也 43801          担当課長兼務 小牧 文代</p> <div data-bbox="882 1805 1445 2085" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童及び家庭についての相談及び支援に係る調査、企画及び調整並びに情報の収集及び発信、関係機関との連携等の推進に関すること</li> <li>(2) 児童虐待の防止等に関する法律の施行(他の所管に属するものを除く。)に関すること</li> <li>(3) 児童虐待の防止に係る調査、企画及び調整並びに情報の収集及び発信、関係機関との連携等の推進に関すること</li> <li>(4) こども家庭センター、中部児童相談所及び北部児童相談所との連絡調整に関すること</li> <li>(5) 家庭児童相談室に関すること</li> <li>(6) 女性保護に関すること</li> </ol> </div>

担当部長兼務  
中山 浩

こども家庭センター所長 野木 岳 542-1271  
こども家庭センター副所長 村石 恵子 542-1425  
こども家庭センター担当課長(専門) 志村 礼子 542-1216

- (1) 所の維持管理に関する事
- (2) 所の措置に伴う費用の徴収に関する事
- (3) 児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分に関する事
- (4) 中部児童相談所及び北部児童相談所への援助に関する事
- (5) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関する事
- (6) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関する事
- (7) 児童の家庭裁判所への送致に関する事
- (8) 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の決定に関する事
- (9) 児童の児童福祉施設等への措置に関する事
- (10) 児童の相談及び通告に関する事
- (11) 児童の一時保護に関する事
- (12) 一時保護所に関する事

中部児童相談所長 飯島 亜矢子 877-8049  
中部児童相談所副所長 加藤 正伸 877-8049

- (1) 所の維持管理に関する事
- (2) 所の措置に伴う費用の徴収に関する事
- (3) 児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分に関する事
- (4) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関する事
- (5) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関する事
- (6) 児童の家庭裁判所への送致に関する事
- (7) 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の決定に関する事
- (8) 児童の児童福祉施設等への措置に関する事
- (9) 児童の相談及び通告に関する事
- (10) 児童の一時保護に関する事
- (11) 一時保護所に関する事

北部児童相談所長 野村 謙二 931-4502

- (1) 所の維持管理に関する事
- (2) 所の措置に伴う費用の徴収に関する事
- (3) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関する事
- (4) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関する事
- (5) 児童の家庭裁判所への送致に関する事
- (6) 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の決定に関する事
- (7) 児童の児童福祉施設等への措置に関する事
- (8) 児童の相談及び通告に関する事
- (9) 児童の一時保護に関する事

子育て推進部長  
邊見 洋之 43500

保育課長 田中 眞一 43501  
担当課長[指導調整] 須藤 聖一 43503

- (1) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の施行(保育所及び家庭的保育事業等に係るものに限る。)に関する事
- (2) 私立保育所の育成及び指導に関する事
- (3) 家庭的保育事業等の育成及び指導に関する事
- (4) 認可外保育施設に関する事
- (5) 病児・病後児保育事業に関する事

担当部長[保育所整備等]  
原田 明 43600

保育所整備課長 蔵品 智夫 43601  
担当課長[民営化推進] 佐藤 直樹 43604

- (1) 保育所等の整備に関する事

○職員数(平成27年4月1日現在) 204人  
(兼務職員・非常勤嘱託員除く)

〔職種別内訳〕

一般事務職	102人
社会福祉職	55人
心理職	19人
保育士	14人
保健師	7人
看護師	2人
栄養士	4人
建築職	1人

- 担当課長(事業調整・待機児童対策担当) 織裳 浩一 43901
- 担当課長兼務(川崎区待機児童対策) 五十嵐 里美
- 担当課長兼務(大師地区待機児童対策) 瀧村 昭二
- 担当課長兼務(田島地区待機児童対策) 飯土井 哲夫
- 担当課長兼務(幸区待機児童対策) 田中 和佳子
- 担当課長兼務(中原区待機児童対策) 鈴木 孝裕
- 担当課長兼務(高津区待機児童対策) 佐藤 毅
- 担当課長兼務(宮前区待機児童対策) 藤沖 京子
- 担当課長兼務(多摩区待機児童対策) 小俣 純子
- 担当課長兼務(麻生区待機児童対策) 杉浦 のぞみ

(1) 待機児童対策の推進に関すること

- 担当課長(運営支援・人材育成担当) 奈良 眞澄 43502
- 担当課長兼務(川崎区保育所等支援担当) 西田 祐子
- 担当課長兼務(幸区保育所等支援担当) 石川 明美
- 担当課長兼務(中原区保育所等支援担当) 中山 江身子
- 担当課長兼務(高津区保育所等支援担当) 新井 久爾子
- 担当課長兼務(宮前区保育所等支援担当) 児川 薫
- 担当課長兼務(多摩区保育所等支援担当) 福田 和子
- 担当課長兼務(麻生区保育所等支援担当) 丸山 みつほ

(1) 市立保育所の総括及び管理運営の調整に関すること  
(2) 保育所等職員の研修に関すること

担当課長(幼児教育担当) 大野 明子 43103

(1) 施設型給付等に関すること(幼稚園及び認定こども園に限る)  
(2) 私立幼稚園の就園奨励に関すること  
(3) 認定こども園に関すること  
(4) 幼児教育の支援に関すること

◎新規事業 ○拡充事業

(単位 千円)

組織・主な事業名称	事業概要	予算額
<b>【子育て施策部】</b> <b>こども企画課</b> (課予算計 542,735)		
<b>1 こども施策の企画、調整</b>	生まれる前から青年期に至るまでのすべての子ども・子育て支援施策を一体的に推進するとともに、安全で安心なまちづくりや市民との協働によるまちづくりを実践している区役所との連携強化を図り、地域社会全体で子育てや子どもの成長を支援するための企画・調整等を行う。	-
<b>2 児童福祉施設等の指導監査</b>	児童福祉施設や家庭的保育事業等、社会福祉法人、児童福祉法施行事務の指導監査を行い、必要な助言、指導等の措置を講ずることにより、事務及び運営の適正化を図る。	10,838
<b>3 私立学校等補助金</b>	私立学校等の教材教具の購入や教職員の研修に要する経費等を補助することによって、教育環境の充実を図る。	5,849
<b>4 子ども・子育て支援新制度の運営</b>	平成27年度からの新制度への適切な対応を図るため、子ども・子育て会議の運営や、川崎市子ども・子育て支援事業計画子どもの未来応援プランの進捗管理、業務システムの運用、関係業務の支援を行い、円滑な制度運営を進める。	305,374
<b>5 ワーク・ライフ・バランスの推進</b>	仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性を理解し、働き方を見直す契機とするために、9都府県や神奈川県及び県内3政令市での広域連携を進めるとともに、庁内関係部署との連絡調整を図り、ワーク・ライフ・バランス推進フォーラムの開催等により普及啓発を推進する。	1,168
<b>6 地域子育て支援センター事業</b>	地域において、子育て等に関する相談、援助等を行う地域子育て支援センター事業を推進することにより、子育ての不安等を軽減し、子どもの健やかな育ちを促進する。	182,896
<b>7 ふれあい子育てサポート事業</b>	ふれあい子育てサポートセンターが、会員登録している育児の支援をしたい市民と育児の援助を受けたい市民のコーディネートを行うことで、両者の相互援助活動を促進し、仕事と育児の両立に向けた家庭支援を行うとともに子育てしやすい地域環境づくりを推進する。	15,243
<b>8 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業</b>	母親が出産前後の体調不良等で育児や家事が困難な家庭に対し、育児や家事の援助を行うヘルパーを派遣する民間事業者を支援することで、母親の精神的・身体的負担の軽減を図る。	5,291
<b>9 子育てガイドブックの作成</b>	川崎市で子育てをしている方や、これから出産する方が、安心して子どもを生み育てることができるように、本市の子育てや子どもにかかわる制度、施設などについての情報を取りまとめたガイドブックを作成し配布することで、子育て支援の充実を図る。	1,214
<b>10 地方分権改革への対応</b>	国の地方分権改革において進められている「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「基礎自治体への権限移譲」等について、国の動向に留意しながら「市町村への権限委譲」に向け必要な対応を図る。	-

# 平成27年度 こども本部所管事業概要

◎新規事業 ○拡充事業

(単位 千円)

組織・主な事業名称	事業概要	予算額
<b>青少年育成課</b> (課予算計 3,851,782)		
<b>1 青少年施設の運営</b>	こども文化センター58館や113小学校におけるわくわくプラザ、ふれあい館、青少年の家、八ヶ岳少年自然の家、黒川青少年野外活動センター、子ども夢パークを指定管理者制度により管理運営をするとともに、民間児童館(すかいきつず)の運営費を補助する。 なお、平成24年度から、こども文化センターの指定管理業務は、区役所へ移管している。	3,584,882
<b>2 子育て支援・わくわくプラザ事業</b>	わくわくプラザ室を利用し、保護者の就労等により18時までの迎えが困難な児童のために、18時から19時まで児童の居場所と安全を確保し、子育てを支援する。	36,880
<b>3 青少年指導員活動事業</b>	青少年指導員を委嘱し、町内会・自治会等の地域の自治組織や青少年関係団体等と連携を図りながら、地域における青少年の健全な育成活動を推進する。	9,868
<b>4 青少年施設の整備</b>	児童及び市民に安全かつ快適な施設を提供するため、改修工事等を行う。	180,147
<b>5 青少年問題協議会の運営</b>	地方青少年問題協議会法に基づき、条例で設置した市の附属機関の運営を行う。	927
<b>6 青少年育成推進事業</b>	青少年関係団体により構成される川崎市青少年育成推進委員会に、「成人の日を祝うつどい」、「青少年フェスティバル」等の事業を委託し運営する。	9,334
<b>7 子ども・若者育成支援施策事業</b>	子ども・若者育成支援推進法の施行に伴い、支援を必要とする子ども・若者に対する支援強化を図るため、支援機関マップの作成及び、ひきこもり等児童福祉対策事業を実施する。	8,179
◎ <b>8 地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業の実施</b>	地域での多様な主体による、小学校就学児童全体の健全育成に係る取組を活性化させるため、公共性の高い活動を行う団体等への基礎的な支援を行う。	10,000

◎新規事業 ○拡充事業

(単位 千円)

組織・主な事業名称	事業概要	予算額
<b>【こども支援部】</b> <b>こども福祉課</b> (課予算計 4,159,658)		
<b>1 要保護児童支援の充実</b>	児童養護施設、乳児院等の入所児童の処遇の向上及び施設運営の安定化を図る。	2,640,904

平成27年度 こども本部所管事業概要

2 児童ファミリーグループホームの充実	社会的養護を必要としている児童に対して、独立した家屋において家庭的な環境の中で養育を行う地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム、義務教育終了児童等の自立を図るための自立援助ホームに対して、運営経費の補助を行い、家庭的養護を推進する。	61,399
3 里親制度の推進	里親の養育負担の軽減、養育技術の向上を図る研修、里親への日常的な支援等を実施するとともに、被虐待児の養育を行う専門里親の育成、里親制度の広報など、家庭的養護の推進に向けて、里親の支援と拡充推進の取組の強化を図る。	13,302
4 児童養護施設等の整備に向けた取組	要保護児童の受入れ体制を強化し、児童の処遇向上を図るため、児童養護施設の改築などの整備を行うとともに、仮称こども心理ケアセンター(情緒障害児短期治療施設)の整備に向けた取組を進める。	1,317,805
○ 5 母子保健事業	母体及び胎児の健康を確保し、安全・安心な出産を迎えるために妊娠・出産包括支援事業として、妊娠SOS相談窓口の設置や産前・産後サポート事業、産後ケア事業などを実施する。適切な時期に乳幼児健康診査を実施することで、子どもの健康状態や発育発達状況を確認し、異常の早期発見と早期治療、療育に向けた支援を推進する。乳幼児健診の未受診者に対しては、電話や家庭訪問による状況把握を行い、継続した支援へつなげる。安心して子育てができるよう、母子相談、母子訪問指導、母子保健教室を実施するほか、不妊に悩む方への支援、母子保健関係団体運営費補助等を行う。母子保健情報の一元化のためにシステムを構築する。	2,168,304

○新規事業 ○拡充事業

(単位 千円)

組織・主な事業名称	事業概要	予算額
<b>こども家庭課</b> (課予算計 32,907,294)		
1 ひとり親家庭等への支援	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条により平成27年3月に策定した自立促進計画(川崎市子ども・子育て支援事業計画に包含)に基づき、ひとり親家庭等の自立促進に向けて、生活・子育て支援、就業支援等多方面の視点から、総合的な支援施策を推進する。	488,384
2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業(特別会計)	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、12種類の資金を貸付けることにより、その経済的自立の促進と生活意欲の向上を図る。	583,074
3 児童手当支給事業	次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、中学校修了までの児童を対象に、一人につき3歳未満は一律15,000円、3歳以上小学校修了前の第1子、第2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は一律10,000円の手当を支給する。また、所得制限額(夫婦、子ども2人世帯で年収960万円)を超えた世帯については一人につき一律5,000円を支給する。	23,381,290
4 児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭に対し手当を支給することで、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。	3,184,763



## 平成27年度 こども本部所管事業概要

○ <b>5 医療費等助成事業</b>	小学校2年生までの通院及び中学校卒業までの入院に係る小児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成及び小児ぜん息患者医療費助成を行う。	4,523,799
<b>6 子育て世帯臨時特例給付金事業</b>	消費税引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行う。市町村を実施主体として対象児童一人につき3,000円の給付金を支給する。	733,432

◎新規事業 ○拡充事業

(単位 千円)

組織・主な事業名称	事業概要	予算額
<b>【児童家庭支援・虐待対策室】 (課予算計 125,065)</b>		
<b>1 児童家庭支援・児童虐待対策事業</b>	川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画等に基づき、庁内関係部署及び各関係機関と連携・調整を図り、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、専門的支援の充実強化等を推進する。 また、要保護児童対策地域協議会の運営による重層的なネットワーク体制の充実を図るとともに、広報・啓発事業を推進する。 また、区役所児童家庭課及び児童相談所等の専門性の向上を図り、各種マニュアルの作成や研修事業を推進するとともに、専門職の人材育成に取り組む。	10,484
<b>2 子育て支援と虐待予防の連携強化</b>	児童家庭支援センターの運営、子育て短期利用事業、こども教育相談員の配置等により、地域に密着したきめ細やかな相談支援・児童虐待の発生予防を図る。	73,462
<b>3 女性保護事業の推進</b>	女性相談員を9管区の保健福祉センター及び地区健康福祉ステーションに配置し、要保護女性の相談・保護等を行い、女性の人権擁護と自立支援を図る。	40,687

◎新規事業 ○拡充事業

(単位 千円)

組織・主な事業名称	事業概要	予算額
<b>こども家庭センター</b>	児童福祉法・児童虐待防止法等に基づき、児童に関する問題について、家庭その他関係機関からの相談に応じ、必要に応じて判定・指導、一時保護所または児童福祉施設等への入所や児童・保護者の通所指導を行うとともに、一時保護所の円滑な運営を行う。 (所管:川崎区、幸区、中原区) 中央児童相談所として、各児童相談所間の総合調整を行うとともに、児童虐待防止センターの運営等を行う。	291,218
<b>中部児童相談所 北部児童相談所</b>	児童福祉法・児童虐待防止法等に基づき、児童に関する問題について、家庭その他関係機関からの相談に応じるとともに、必要に応じて判定・指導、一時保護所または児童福祉施設等への入所や児童・保護者の通所指導を行う。中部児童相談所については一時保護所の円滑な運営を行う。 (所管:【中部】高津区、宮前区 【北部】多摩区、麻生区)	45,411

# 平成27年度 こども本部所管事業概要

◎新規事業 ○拡充事業

(単位 千円)

組織・主な事業名称	事業概要	予算額
<b>【子育て推進部】</b> <b>保育課</b> (課予算計 32,640,938)		
○ <b>1 民間保育所の運営</b>	児童の処遇向上を図るため、民間認可保育所の運営を支援するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、民間認可保育所の拡充や民間活力を活かした長時間延長保育、一時保育など、保育サービスの拡充を図る。また、発達上の課題が見られる児童に対する支援の向上を図るため巡回支援を実施する。	27,529,097
◎ <b>2 地域型保育事業の運営</b>	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い新たに創設された地域型保育事業の運営を支援するとともに、利用児童の処遇を改善するための助成を行う。また、地域型保育事業に従事する保育従事者に向けた研修を整備し、保育内容の充実を図る。	1,046,922
○ <b>3 認可外保育事業の充実</b>	川崎認定保育園などに対する運営経費の助成や、保護者負担軽減のための保育料補助金など、認可外保育事業の拡充を図る。	4,033,788

◎新規事業 ○拡充事業

(単位 千円)

組織・主な事業名称	事業概要	予算額
<b>保育所整備課</b> (担当予算計 2,895,961)		
<b>1 民間保育所整備事業</b>	引き続き待機児童の解消に向けて、民間活力を活用しながら、認可保育所や小規模保育事業所の新設等を行うことにより1,480人の受入枠の拡大に向けて整備を行う。	2,442,812
<b>2 公立保育所の民営化及び民設化</b>	公表済みの公立保育所8か所の民営化を平成28年4月に4か所、平成29年4月に4か所と、それぞれ進めていくとともに、今後民営化を予定している公立保育所についても、平成33年4月を目途に、適切な手法を見極めながら、民営化を進める。また、指定管理の公立保育所については民設民営化の取組を進める。	427,920
<b>3 「新たな公立保育所」の老朽化対策と機能強化の推進</b>	建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を早期に切り分け、総合的な老朽化対策を推進するとともに、建替えについては、「新たな公立保育所」の機能や役割を果たすために民間資金を活用した新たな手法を含め、効率的に進める。	18,359

◎新規事業 ○拡充事業

(単位 千円)

組織・主な事業名称	事業概要	予算額
<b>事業調整・待機児童対策担当</b> (担当予算計 24,867)		
<b>1 待機児童解消へ向けた取組の推進</b>	「待機児童対策」が喫緊の課題となっている中、保育受入枠の拡大や保育の質の担保・向上、利用者への支援ときめ細やかな対応の充実を図るなど、待機児童解消へ向けた取組を推進する。	24,867

# 平成27年度 こども本部所管事業概要

◎新規事業 ○拡充事業

(単位 千円)

組織・主な事業名称	事業概要	予算額
<b>運営支援・人材育成担当</b> (担当予算計 2,119,880)		
<b>1 公立保育所の運営</b>	保育に欠ける乳児または幼児を保育する目的である公立保育所を管理・運営するとともに、延長保育、年末保育等を実施する。	2,119,880

◎新規事業 ○拡充事業

(単位 千円)

組織・主な事業名称	事業概要	予算額
<b>幼児教育担当</b> (担当予算計 3,565,721)		
<b>1 私立幼稚園園児保育料等補助事業</b>	現行制度を継続する私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し、保育料等の補助を行うことにより、保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の推進を図る。	2,379,629
<b>2 私立幼稚園事業補助金</b>	私立幼稚園に対する補助で、教材教具の購入や障害のある幼児の受入れ、預かり保育、子育て支援事業、教職員の研修、園児への健康診断等にかかる費用の一部を補助することなどにより幼児教育の充実を図る。	351,463
<b>3 幼児教育相談事業</b>	発達障害等が疑われる園児への対応等で困難を抱える幼稚園の教職員等に対し、私立幼稚園を巡回し相談・支援を行うことで、より一層の幼児教育の充実を図る。	6,126
◎ <b>4 施設型給付等事業</b>	子ども・子育て支援新制度へ移行する私立幼稚園及び認定こども園の施設型給付施設への運営に係る給付を実施する。また、新制度における一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園へ、当該事業の実施に必要な費用の一部を補助する。	590,358
<b>5 認定こども園整備事業</b>	総合的な教育・保育の提供推進に向け、認定こども園の整備を行うとともに、改修等に要する費用の一部を補助する。	225,308
<b>6 幼児園児保育料等補助事業</b>	無認可の幼児教育施設で市の定める基準に該当するものとして認定を行った施設に在園している幼児の保護者に対し、保育料等の補助を行うことにより、保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の推進を図る。	12,837